

静岡富士病院機能移転後の在宅療養患者支援策について

はじめに

現状の静岡富士病院における重症心身障害児(者)等の医療環境・療養環境等の充実・向上を図るため、平成27年2月に静岡富士病院の機能移転に関する基本構想を公表しました。

基本構想の公表等を受け、富士宮市長のご高配により、富士圏域の患者団体、富士圏域の関係団体、富士宮市及び国立病院機構が一堂に会した4者会議が開催(平成27年5月)され、当機構より基本構想の説明をすると同時に、富士圏域の患者団体等の皆様のご意見や不安の声をお聞かせいただきました。また、富士宮市議会、富士市議会からもご意見をいただきました。



新病棟完成イメージ図(重症心身障害病棟の外観)

これらのご意見等を踏まえ、富士宮市をはじめとした地元自治体や富士圏域の医療機関、社会福祉施設等の関係者の皆様のご協力を賜りながら、協議、調整させていただき、静岡富士病院が機能移転した後の富士圏域の在宅療養患者・家族の皆様に対する支援について、次のとおりまとめました。

国立病院機構として、引き続き、静岡県東部地域における重症心身障害医療等に貢献できるように努めてまいりますので、ご理解、ご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

1 機能移転後の在宅療養患者支援の取組(支援策)

【診療関係】

- 静岡富士病院長が行う富士宮市立病院での外来診療を、現在の月1回から複数回に拡大
- 国立病院機構による在宅重症心身障害児(者)(てんかんを含む。)を対象とした「かかりつけ医」のリスト化及び静岡富士病院利用患者への紹介
【平成27年度 静岡富士病院外来患者実数(重症心身障害)29人(うち、通所(通園)利用者8人)】
- 定年退職した前小児科医長による富士市内の施設での発達障害の外来診療の継続(概ね週2回実施。このうち、月1回は富士市立中央病院において、発達障害の外来診療を実施することで調整中)
【平成27年度 静岡富士病院外来患者実数(発達障害) 668人】
- 在宅重症心身障害児(者)の救急医療は、地域の救急医療体制(富士宮市立病院及び富士市立中央病院)において対応

【通所(通園)等関係】

- 静岡医療センターでショートステイ・通所(通園事業)を実施
- 富士圏域における重症心身障害児(者)への訪問看護充実のための支援
- 富士圏域の社会福祉法人等への移転後の在宅支援協力依頼

2 機能移転後の在宅療養患者支援策(Q&A)

Q 1) 富士宮市立病院での静岡富士病院長の診療援助が複数回になったとき、重症心身障害児(者)や現在静岡富士病院に通院している患者以外も診てもらえるのでしょうか。

A 1) 現在、静岡富士病院長が月1回実施している富士宮市立病院での診療援助(神経内科外来)を、機能移転後については、複数回に拡大し、静岡富士病院の外来を受診している在宅神経難病患者の診療を継続するとともに、静岡富士病院を利用されている在宅療養患者でかかりつけ医が決まっていない大人の重症心身障害者については、必要に応じて診療を行う方向で調整しています。

Q 2) 静岡富士病院が移転した後に、富士宮市内又は富士市内で診てもらえる「かかりつけ医」が見つかるか不安です。

A 2) 院長等により、両市の開業医等へ戸別訪問の上、協力要請を実施し、ご了解いただいた開業医等(富士宮市6施設・富士市3施設)について取りまとめ、「かかりつけ医診療所一覧」を作成しました。

この一覧は、静岡富士病院の通所(通園)・ショートステイ利用者へ直接配付又は郵送することで周知しています。さらに、富士圏域自立支援協議会重症心身障害児者部会(平成27年9月29日開催)において配付し、ご説明差し上げました。

なお、静岡富士病院を利用されている在宅療養患者については、ご家族と相談しながら個々の「かかりつけ医」を紹介しています。

引き続き、地元自治体や医師会へ理解を求めながら、地域の在宅重症心身障害児(者)の医療の充実を図ることを検討しています。

2 機能移転後の在宅療養患者支援策(Q&A)

Q 3) 重症心身障害児(者)の受診については、体の心配はもちろんですが、「てんかん」をもっている子ども達が多く、「てんかん」を診てもらえるかどうか大きな問題となります。

A 3) 「てんかん」については、処方量が決まった定期処方、「かかりつけ医診療所一覧」の診療所においても可能です。

また、処方量の微妙な調整を継続して処方する場合は、静岡てんかん・神経医療センター等の専門医療機関を受診いただく必要があり、静岡富士病院を利用されている在宅療養患者・家族へその旨ご説明差し上げています。

Q 4) 前小児科医長は平成28年3月で退職されましたが、今後の発達障害の診療はどうなるのでしょうか。また、静岡富士病院の移転後も安定的な外来は確保してもらえるのでしょうか。

A 4) 前小児科医長は退職後も、富士圏域の発達障害の診療継続にご協力いただけることとなりました。今後の外来診療の予定は以下のとおりです。

平成28年4月～平成28年7月まで・・・静岡富士病院で週2回の外来診療を実施。
平成28年8月～平成29年3月まで・・・静岡富士病院で週1回、富士市内の施設で週1回それぞれ外来診療を実施予定。
平成29年4月～・・・富士市内の施設で概ね週2回外来診療を実施予定。
(月1回は富士市立中央病院において、外来診療を実施することで調整中)

2 機能移転後の在宅療養患者支援策(Q&A)

Q 5) 急性期(救急医療)の治療終了後、長期の医療や在宅調整などが必要となった場合は、どうなるのでしょうか。

A 5) 急性期の病状が安定した段階で、長期の医療や在宅調整などが必要なときは、静岡医療センター、又は、静岡てんかん・神経医療センター等に対応(受け入れ)を行います。



新病棟完成イメージ図(重症心身障害病棟の外観)



静岡てんかん・神経医療センター

2 機能移転後の在宅療養患者支援策(Q&A)

Q 6) 静岡医療センターで実施予定とされているショートステイと通所（通園事業）の規模を教えてください。

A 6) 静岡富士病院での規模と同規模で実施する予定です。

具体的には、

- ・ショートステイ 2床
 - ・通所（通園事業） 定員5人
- で、実施予定です。



新病棟完成イメージ図(病棟中央)

Q 7) 富士圏域の訪問看護の充実とされていますが、具体的に国立病院機構は何を実施されるのですか。

A 7) 既存訪問看護ステーションのスタッフに対する研修等を実施することにより、重症心身障害児（者）等の訪問看護の推進を支援します。

また、必要に応じて国立病院機構として地元自治体等の協力を得ながら、訪問看護ステーションを設置し、在宅支援の推進を図ることを検討しています。

2 機能移転後の在宅療養患者支援策(Q&A)

Q 8) 富士圏域社会福祉法人等への移転後の在宅支援協力依頼とされていますが、具体的に何をされたのでしょうか。

A 8) 機能移転後の静岡富士病院利用者の短期入所や通所(通園)利用について、社会福祉施設(富士宮市:3施設、富士市:3施設)に地元在宅療養患者支援の協力をお願いしたところ、出来る限りの協力をする旨の回答をいただいています。

また、機能移転後の静岡富士病院利用者の診療について、医療機関(富士市:3施設)にも地元在宅療養患者支援の協力依頼を行い、静岡富士病院からの紹介を受け、できる限りの協力をする旨の回答をいただいています。

